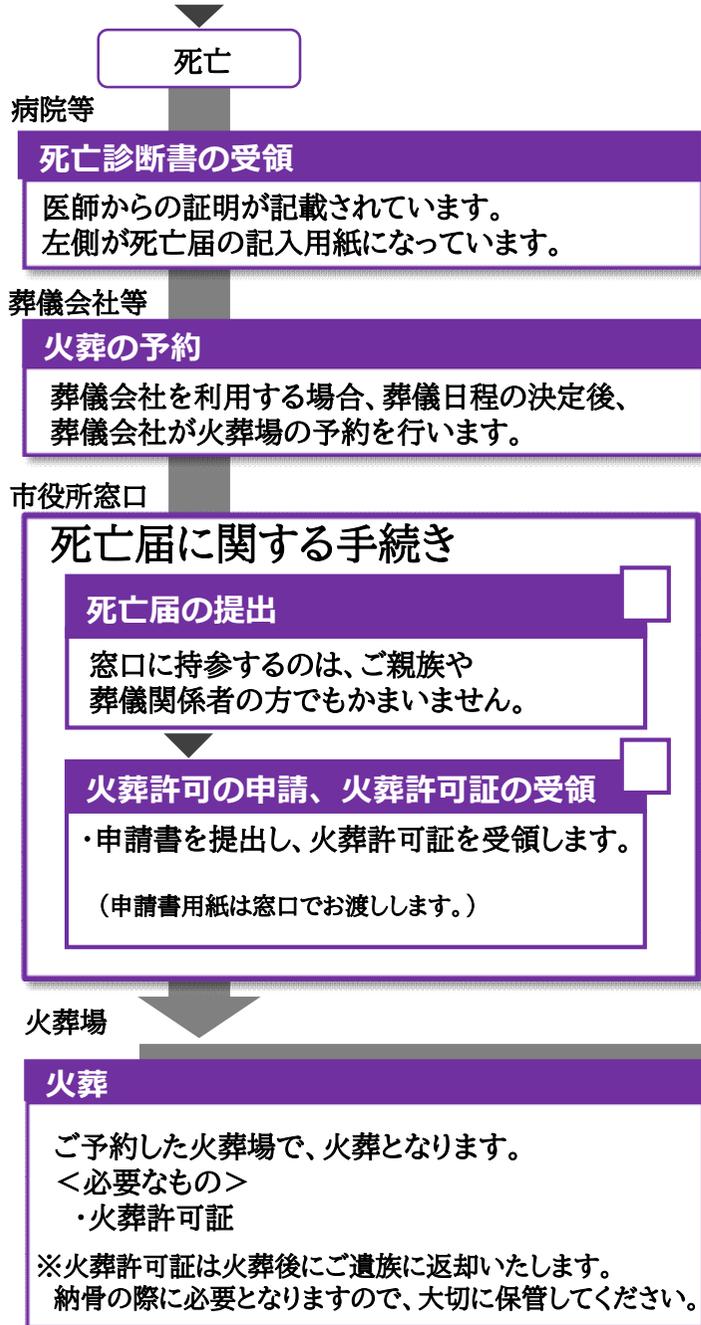


## <ご遺族の手続きの流れ>



ご遺族のための

# おくやみ手続きガイド

～必要なお手続きのご案内～

東御市役所

このパンフレットは、死亡届の提出の際にお渡しします。

次回、市役所にお手続きにいらっしゃる際は、こちらのパンフレットをお持ちいただくと、スムーズにご案内ができます。

## 死亡に関連する各種手続き(給付の申請や名義変更など)

### 市役所

火葬後、落ち着いたら、市役所窓口へお越しください。  
市役所関係の各種手続きの届出、申請を行ってください。

- 必要な手続きや持ち物は、このガイドの内側ページであらかじめご確認ください。
- 市役所以外での手続きに必要な証明書(戸籍謄本など)も取得できます。

ページ  
3~

### 手続き 準備

今後の手続きについて  
ご遺族でのご相談され、  
ご準備ください。

ページ  
1~2

### 市役所以外での手続き (銀行、電気、ガス、法務局など)

亡くなった方の状況に応じて様々な手続きが必要となります。  
代表的なものについて、このガイドでもご案内しています。

(これらは一例です)

遺産分割協議

相続・相続放棄・限定承認

銀行口座

不動産登記

各種名義変更

ページ  
11~

詳しくは、内側のページをよくお読みください

# 手続き準備

市役所へ手続きに行く前に  
準備していただきたいこと

1

## 相続人代表者を定める

相続人を代表して、市役所から以下の手続きに関する書類等（還付金、納付書など）を受け取る方（相続人代表者）を決めてください。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険

- 亡くなった方の納税義務や還付金を受け取る権利は、相続人に承継されます。
- 相続放棄をした方は相続人になりません。
- 相続人代表者はあくまで手続き上の代表者で、相続人代表者だけに納税・納付義務や還付・給付の権利が承継されるわけではありません。
- 還付金を相続人代表者が代表して受け取る場合、口座を記入してください。
- 徴収金や還付金等は、相続財産として相続人当事者間で精算してください。

※お墓の承継や固定資産の相続登記は、別に手続きが必要となります。

2

## 委任状を用意する（必要な場合のみ）

手続きできる方（相続人等）以外の方が  
代理人として市役所窓口で手続きしたい場合には、  
「委任状」が必要となります。

委任状の作成は、このパンフレット17ページの  
ひな形用紙をお使いください。

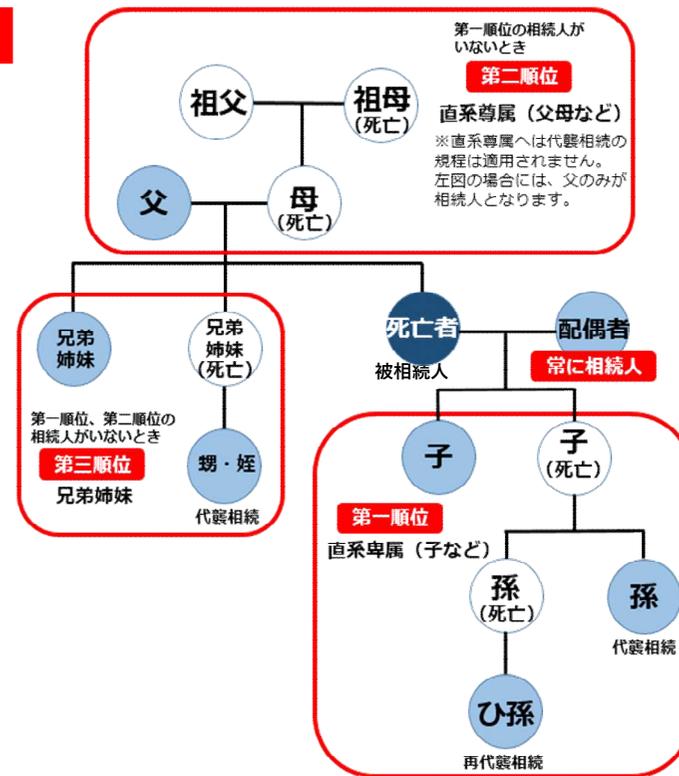
※市役所での手続きは、手続きごとに手続きできる方が決まっています。  
手続きできる方は相続人である場合が多いですが、異なる場合もありますので、3ページから10ページの「手続きできる方」欄を確認し、「手続きできる方」に委任状を作成してもらってください。

委任状

ひな形  
用紙

## 参考：法定相続人の順位と範囲 （遺言による相続を除く）

例



- 本来相続人となる被相続人の子又は兄弟姉妹が既に死亡していた場合などに、その相続人の子が代わりに相続することを「代襲相続」といいます。  
※甥・姪が死亡していた場合には、それ以上の代襲はありません。
- 被相続人が死亡した後、遺産分割協議を行わないうちに相続人が死亡してしまい、次の相続が開始されることを「数次相続」といいます。
- 「相続人がいないとき」には、前順位の相続人全員が相続放棄したことによる順位変更も含まれます。

## 手続きの際にお持ちいただくもの(共通的なもの)

### ご遺族のもの

- 手続きにいらっしゃる方の「本人確認書類」  
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、  
保険証、診察券等
- 受取口座番号がわかるもの（預金通帳やキャッシュカードの写しなど）
- 年金、税、保険手続きの場合、手続きできる方（3ページ以降  
参照）のマイナンバーがわかるもの  
（マイナンバーカード、住所・氏名に変更のない通知カード、住民票）
- 代理の方が手続きされる場合は「委任状」

#### ◆ 該当する方のみ

- 法定相続人ではない方が遺言書によって相続人となる場合は、  
公正証書遺言、検認済みの遺言書をお持ちください。

### 亡くなった方のもの

- 基礎年金番号が記載されているもの
- 亡くなった方が市役所から交付を受けていたもの  
（お手元にあるもののみでかまいません）
  - 国民健康保険証
  - 介護保険証
  - 後期高齢者医療保険証
  - 福祉医療費受給者証
  - 障がい者手帳 など

**そのほかの持ち物は、手続きごとに異なります。  
必要な手続きと持ち物は  
チェックリスト でご確認ください。**

## 市役所窓口のご案内(施設の所在地は裏表紙をご確認ください)

### 市役所周辺

- 本館 1 階： 証明書発行…市民課市民係  
 国保・後期高齢者医療・国民年金…市民課国保年金係  
 税金・固定資産(農地・森林以外)…税務課  
 飼い犬・交通災害共済・浄化槽…生活環境課

勤労者会館： 上下水道…上下水道料金センター

別館 2 階： 農地・森林・農業者年金…農林課・農業委員会

別館 3 階： 市営住宅…建設課

子育て支援センター 2 階： 特別児童扶養手当・療育手帳  
 …子どもサポートセンター

中央公民館 2 階：小中学校・放課後児童クラブ…教育課  
 保育園・幼稚園・認定こども園…保育課

### 総合福祉センター

- 1 階： 障がいの手帳…福祉課福祉援護係  
 福祉医療…福祉課福祉推進係  
 児童手当…福祉課福祉推進係  
 児童扶養手当…福祉課福祉推進係
- 2 階： 介護保険…福祉課高齢者係

# 市役所での手続き チェックリスト

## 亡くなった方の、戸籍証明や住民票の請求、マイナンバーカード

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
<b>証明書</b> 亡くなった方の住民票(除票)がほしい  亡くなった方の戸籍証明がほしい  亡くなった方が印鑑登録をしていた  亡くなった方がマイナンバーカードを持っていた	除票の交付申出	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなった方の住民票(除票)を手続きに使用する方</li> <li>上記の代理人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代理人が手続きする場合、委任状が必要になります。</li> </ul>	翌開庁日から取得可能  <small>※東御市に住所がある方の死亡届を東御市役所以外に提出した場合、住民票は東御市役所に情報が届いた翌開庁日から取得することができます。</small>	該当	市民課 市民係 0268-75-2007	
	戸籍証明の交付請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなった方と同じ戸籍に記載されている方</li> <li>亡くなった方の直系親族</li> <li>亡くなった方の戸籍を手続きに使用する方</li> <li>上記の代理人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代理人が手続きする場合、委任状が必要になります。</li> </ul>	一週間程度後から取得可能  <small>※東御市が本籍地の方の死亡届を東御市役所以外に提出した場合、戸籍証明は東御市役所に情報が届いた一週間程度後から取得することができます。</small>			
	印鑑登録証(市民カード)の返還手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご遺族の方など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなった方の印鑑登録証(市民カード)</li> </ul>	速やかに行ってください			
	マイナンバーカードの返納手続き	※死亡届提出に伴いマイナンバーカードは廃止となるため、返納の手続きは必要ありません。					

## 遺されたご家族に関する届出・申請

<b>保険年金</b> 健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方  国民健康保険に加入していて世帯主が変わる方  受けられる年金給付がないか、確認とご相談	国民健康保険の加入(74歳まで) 国民年金の加入(20歳~59歳までの配偶者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>扶養から外れる方</li> <li>上記の代理人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入していた健康保険の「資格喪失証明書」</li> </ul>	資格喪失日より14日以内	市民課 国保年金係 0268-75-8810	
	新しい保険証の交付(後日郵送)	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯主が変わる方</li> <li>上記の代理人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更前の国民健康保険証(兼高齢受給者証)</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺族基礎年金(子のある妻または子)</li> <li>国民年金寡婦年金(65歳未満の妻)</li> <li>国民年金死亡一時金</li> </ul>	※受付窓口でご相談ください				

# 市役所での手続き チェックリスト

亡くなった方の、受給資格・給付サービスに関すること

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
<b>保険年金</b> A. 国民健康保険に加入していた →高額な医療費の支払いをしていた場合	国民健康保険の脱退手続き	・世帯主 ・(世帯主が亡くなった場合)相続人 ・上記の代理人	・国民健康保険証 ・国民健康保険証兼高齢受給者証 ・世帯主または相続人の口座番号がわかるもの	亡くなってから14日以内 ※医療機関にかかっていた方は、医療機関での精算後に返却してください			
	保険証の返却			高額療養費などの支給申請			
B. 75歳以上、または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた →高額な医療費の支払いをしていた場合	保険証の返却	・ご遺族の方 ・上記の代理人	後期高齢者医療保険証 ●誓約書兼振込口座届 ・相続人の口座番号がわかるもの	※医療機関にかかっていた方は、医療機関での精算後に返却してください		市民課 国保年金係 0268-75-8810	
	誓約書兼振込口座届の提出 ※医療費の払い戻しがある場合、保険料の還付が発生した場合に相続人に支給します。			・相続人 ・上記の代理人			
A・B 共通 →葬祭を行った場合 →各種認定証を持っていた	葬祭費の支給申請 ※申請から約2か月後、葬祭を行った方に5万円を支給します。	・喪主または施主の方 ・上記の代理人	●葬祭費支給申請書 ・葬祭を行った方の口座番号がわかるもの	葬祭を行った日から2年以内			
	各種認定証の返却			・ご遺族の方 ・上記の代理人			
C. 上記以外の健康保険に加入していた場合	※同様の手続きがあります。手続き方法は加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。					加入していた健康保険	
国民年金に加入していた 年金を受給していた	国民年金の資格喪失	※死亡届の提出により、自動的に資格は喪失します					
→国民年金を受給していた	未支給年金の請求または死亡届	・亡くなった方と生計が同一だった方	・年金証書、未支給年金請求者の預金通帳など ※ご世帯の状況により必要な書類が大きく変わります。まずは国保年金係窓口でご相談ください。	未支給年金は、年金支給日の翌月初日から5年以内		市民課 国保年金係 0268-75-8810	
→厚生年金を受給していた	※年金事務所での手続きがあります					小諸年金事務所 0267-22-1080 (平日 8:30~17:15)	
→共済年金を受給していた	※共済組合での手続きがある場合があります					加入していた共済組合	
→農業者年金を受給・加入していた	未支給年金等の請求または死亡届	※受付窓口でご相談ください。		速やかに行ってください		農協又は農業委員会 0268-64-0535	

# 市役所での手続き チェックリスト

亡くなった方の、資産や税・料金に関すること

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済	
 <p>東御市に土地・家屋などの固定資産を所有していた</p>	固定資産現所有者申告書の提出	・相続人を代表して固定資産税の納税通知の受領、納税をする方	なし ※固定資産税は毎年1月1日(賦課期日)に固定資産を所有している人が納税義務者となります。ただし、所有者として登記(登録)されている人が賦課期日前に死亡している場合には、賦課期日現在で、固定資産を現に所有している人(相続人等)が納税義務者となります。		該当	税務課 資産税係 0268-62-1111 (内線1171・1172)		
	→固定資産を共有していた	共有代表者の変更届(亡くなられた方が代表の場合)	・共有者					※受付窓口でご相談ください
	→農地を相続する	農地法第3条の3の規定による届出	・農地を相続した方					・相続された方の印鑑(認印) ・相続した土地が分かるもの(登記完了証の写し、登記簿謄本の写し等)
→森林を相続する	森林法第10条の7の2の規定による届出	・森林を相続した方	・相続された方の印鑑(認印) ・森林の位置を示す図面 ・森林の土地の登記事項証明など権利を取得したことがわかる書類	相続開始の日から90日以内	農林課 耕地林務係 0268-64-5898			
未登記家屋を所有していた	未登記家屋所有者変更届書の提出		※担当課でご案内します		該当	税務課 資産税係 0268-62-1111 (内線1171・1172)		

# 市役所での手続き チェックリスト

亡くなった方の、資産や税・料金に関すること

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済	
<div data-bbox="22 268 145 391" style="border: 1px solid green; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">税・料金</div> <p>原動機付自転車等(125cc以下のバイクや農耕作業車等で東御市・東部町・北御牧村ナンバー)の車輛を所有している</p>	名義変更又は廃車	・ご遺族の方など	・住民票上同世帯の方への名義変更の場合:なし ・廃車及び住民票上別世帯の方への名義変更の場合:標識(ナンバープレート) ※旧所有者及び新所有者の住所、氏名、生年月日、電話番号を確認の上、来庁してください。	速やかに行ってください ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。		税務課 住民税係 0268-64-5877		
	市・県民税が課税されている	納税通知書送付先変更	・ご遺族の方など	なし ※市・県民税は1月1日に住民であった方に前年中の所得等をもとに課税されますので、亡なられた後もその年度の課税分は(場合によっては翌年度の課税分も)相続人が納税する必要があります	速やかに行ってください			
	税金・料金等の口座振替の口座名義人だった	口座振替の名義人変更		印鑑(新名義人が登録する通帳の届出印)・通帳 ※固定資産税は、法務局の所有権移転登記完了後、口座振替の納税義務者変更の手続きが必要になります。			税務課 収税管理係 収納対策センター 0268-71-0331	
	税金・保険料などに未納がある場合	納付相談	・ご遺族の方など					
<div data-bbox="22 970 145 1093" style="border: 1px solid green; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">その他</div> <p>市営住宅を故人の名義で借りていた</p>	退去 または入居承継手続き(名義変更)	・同居人 ・(同居人がいない場合)親族 ・上記の代理人	※受付窓口でご相談ください	速やかに行ってください		建設課 住宅係 0268-64-5882		
	故人は市営住宅に同居していた	同居者異動届出		速やかに行ってください				
	故人は犬を飼っていた	飼い主の変更手続き	・ご遺族の方など	・犬の登録内容(登録番号、犬種、犬の名前、生年月日、飼い主氏名)必要です。	30日以内			
	東北信市町村交通災害共済に加入していた	交通事故で亡なられた場合「死亡見舞金」の手続き	・ご遺族	・加入者証兼領収書(事故日の当該年度のもの)・交通事故証明書・死亡届・死体検案書(写し)	交通事故日から2年以内に行ってください		生活環境課 生活安全係 0268-64-5896	
	浄化槽を使用していた	浄化槽管理者変更	・ご遺族の方など	・引き続き浄化槽を使用する場合、浄化槽管理者変更の手続きが必要です。浄化槽を使用しなくなる場合、浄化槽使用休止の手続きが必要です。	速やかに行ってください			

# 市役所での手続き チェックリスト

亡くなった方の、資産や税・料金に関すること

その他

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
上下水道の使用をやめる場合	使用中止届	・ご遺族の方など ※お電話で手続きできます	なし	/	■	上下水道料金センター 0268-64-5883	
上下水道の使用者名義を変更する場合	使用名義変更		お電話でご確認ください				
亡くなられた方のごみを東部クリーンセンターへ持ち込みされる方 (東御市のごみに限ります。他市町村のごみはその市町村にて処分してください。)	ごみの処理	・ご遺族の方など	東部クリーンセンターへのごみ持ち込みについては下記のとおりです。		■	東部クリーンセンター(生活環境課クリーンサイクル係) 0268-63-6814	
戦傷病者手帳を持っていた方	戦傷病者手帳の返還	・ご遺族の方	戦傷病者手帳	速やかに行ってください	■	総合福祉センター福祉課福祉推進係 0268-64-8888	

## 東部クリーンセンターへのごみ持ち込みについて

- 1 持ち込み先  
東御市東部クリーンセンター 住所：東御市田中656番地2 電話：0268-63-6814
- 2 持ち込みできる日・時間  
平日及び毎月第1日曜日(土日祝日、年末年始を除く) 9時～12時/13時～15時
- 3 処理手数料  
20kgまで400円、20kg以上10kgにつき200円
- 4 その他
  - (1) ごみステーションにお出しいただけるのは、一度に指定袋5個までです。それ以上になる場合は、東部クリーンセンターへお持ち込みください。
  - (2) お持ち込みの際は、あらかじめ分別をお願いします。分別については、東御市民カレンダー「ごみ・資源物分け方出し方ポスター」や東御市ホームページをご確認ください。  
(<https://www.city.tomi.nagano.jp/category/gomi/index.html>)
  - (3) 家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)、パソコン、建材等、東部クリーンセンターでは受入れできないものもあります。販売店や廃棄物処理事業者等にご相談ください。
  - (4) 東御市外からのごみや、産業廃棄物は持ち込めません。
  - (5) 詳しくは、東部クリーンセンターへお問い合わせください。

# 市役所での手続き チェックリスト

亡くなった方の、受給資格・給付サービスに関すること

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
高令介護 65歳以上の方	介護保険者証の返却 介護保険負担割合証の返却 ※介護保険料の精算の手続きがあります。過不足の精算が生じる場合には後日通知いたします。	・ご遺族の方など	・介護保険者証 ・介護保険負担割合証	※保険証を使用する手続きの終了後、返却してください	総合福祉センター 福祉課 高齢者係 0268-75-5090		
	高額介護サービス費を受給していた	お亡くなり後も本人様の口座にお振込みする金額がある場合、相続人様の口座に引き継ぐお手続きがごさいます。 受付窓口にお立ち寄りいただくか、お電話でお問い合わせください。	・ご遺族の方など	・介護保険高額介護(予防)サービス費支給申請書(変更) ・相続人代表者様の口座番号がわかるもの ※申請書は受付窓口にあります			
障がい	障がいの手帳を持っていた	各種手帳の死亡による返却の届出 ・ご遺族の方など	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	速やかに行ってください ※確定申告等で手帳の情報を使用する場合は、返還前に写しをとるなどして情報を保管してください。	総合福祉センター 福祉課 福祉援護係 0268-64-8884		
	→障がいに関する手当を受けていた		受給資格の喪失届				
	福祉医療費受給者証を持っていた	受給者証の返還 振込口座の変更(振込口座が本人名義の場合のみ)	・ご遺族の方など	・福祉医療費受給者証 ・変更後の口座番号がわかるもの			

# 市役所での手続き チェックリスト

## 亡くなった方の、受給資格・給付サービスに関すること

こども

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
児童手当を受給していた →受給者(保護者)の方が亡くなった	受給者資格の喪失届 新規認定届(受給者の変更)	※受付窓口でご相談ください					
→お子さんが亡くなった	受給資格の喪失または減額の届出	・児童手当を受給している方 ・上記の代理人	・代理人が手続きする場合、委任状が必要となります。	速やかに行ってください ※手続きが遅れると支給済手当を返還していただく場合があります		総合福祉センター 福祉課 福祉推進係 0268-64-8888	
児童扶養手当(ひとり親の手当)を受給していた →受給者(保護者)の方が亡くなった	受給者資格の喪失届	※受付窓口でご相談ください	・児童扶養手当証書 (お手元にある場合)				
→お子さんが亡くなった	受給資格の喪失または減額の届出	・児童扶養手当を受給している方	・児童扶養手当証書				
特別児童扶養手当を受給していた →受給者(保護者)の方が亡くなった	受給者資格の喪失届	※受付窓口でご相談ください	・特別児童扶養手当証書(お手元にある場合)	速やかに行ってください ※手続きが遅れると支給済手当を返還していただく場合があります		子どもサポートセンター 子ども政策係 0268-71-0450	
→お子さんが亡くなった	受給資格の喪失または減額の届出	・特別児童扶養手当を受給している方 ・上記の代理人	・特別児童扶養手当証書 ・代理人が手続きする場合、委任状が必要となります。				
福祉医療費受給者証を持っていた	受給者証の返還 振込口座の変更(振込口座が本人名義の場合のみ)	・保護者の方	・福祉医療費受給者証 ・変更後の口座番号がわかるもの	速やかに行ってください			
福祉医療費受給者証を持っていた (ひとり親家庭) →受給者(保護者)の方が亡くなった	受給者証の返還 振込口座の変更(振込口座が本人名義の場合のみ)	※受付窓口でご相談ください	・福祉医療費受給者証 ・健康保険証(対象となる保険証は担当課へお問い合わせください) ・変更後の口座番号がわかるもの	速やかに行ってください		総合福祉センター 福祉課 福祉推進係 0268-64-8888	
→お子さんが亡くなった	受給者証の返還 振込口座の変更(振込口座が本人名義の場合のみ)	・保護者の方	・福祉医療費受給者証 ・変更後の口座番号がわかるもの				
保育園・幼稚園・認定こども園に通っていた	退園等の手続き	※各施設にご相談ください		速やかに行ってください		通っていた園	
放課後児童クラブに通っていた	児童クラブ退所届	・保護者の方		速やかに行ってください		教育委員会	
小中学校に通っていた	退学の手続き	※各学校にご相談ください		速やかに行ってください		通っていた学校 または教育委員会	

# 市役所での手続き チェックリスト

## 遺されたご家族に関する届出・申請

こども

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
お子さんが医療費の助成を受けていて 保護者が亡くなった方	重度心身障がい者 医療費助成	※ご家庭の状況により利用できる 制度や必要なものが異なりますので、 ご相談ください					総合福祉センター 福祉課 福祉援護係 0268-64-8884
保育園・幼稚園・認定こども園に 入園しているお子さんがいる方	世帯員変更の手続き	※各施設にご相談ください					通っている園 または 保育課保育係 0268-64-5903
小中学生のお子さんが出て、経済的な 事情がある方	就学援助の相談	※各学校にご相談ください					各学校または 教育委員会 0268-64-5878
療育手帳を持っていた(18歳未満) →保護者の方が亡くなった	記載事項の変更届	※受付窓口でご相談ください	・療育手帳	速やかに行ってください			子どもサポート センター 子ども政策係 0268-71-0450
→交付されたお子さんが亡くなった	返還届	・保護者の方	・療育手帳	速やかに行ってください			

亡くなった方の状況に応じて、市役所以外でも様々な手続きが必要となります。必要な手続きは、ご自身でご確認ください。

### 必要な証明書を市役所で取る

- ・亡くなった方の状況や手続きされる方によって必要となる書類が異なります。
- ・必要となる書類は、各々の手続き先に確認することをお勧めいたします。

#### 市役所で取れる証明書

住民票  
戸籍(戸籍謄本、戸籍抄本、除籍謄本、除籍抄本など)  
所得・課税証明書  
印鑑登録証明書 など

### 各々の手続き先で提出して使う

(これらは一例です)

銀行

法務局

年金機構

家庭裁判所

生命保険

税務署

#### 法定相続情報証明制度



法定相続情報  
一覧図

- ・法務局に被相続人(亡くなった方)の出生から死亡までの連続する戸籍謄本や、相続人の戸籍謄本等必要書類を提出することで法定相続人を一覧にした図表を作成してもらえる制度です。(作成及び発行費無料)
- ・複数の相続手続きが発生する場合に、戸籍謄本等を請求する手間と費用を省略できます。
- ・具体的に必要な書類や制度については法務局へお問い合わせください。

#### 戸籍をとる前に

相続の手続きでは、亡くなったことや相続人が誰かを確認するため、戸籍の提出を求められることが一般的です。戸籍を請求する際は、以下について事前にご確認のうえ、ご請求いただくとスムーズな手続きが可能です。

#### 1. 戸籍を取れる人は誰か

戸籍を取ることができるのは、以下の方です。それ以外の方が代わりに取る場合は、以下の方からの委任状をお持ちください。

- ①その戸籍に載っている方
- ②戸籍に載っている方の配偶者(戸籍に載っている方が亡くなっている場合を除く)
- ③戸籍に載っている方の直系親族(親、子、孫等)
- ④戸籍を使って手続きをしなければならない方(未支給年金の請求者、預金を相続する人等)

#### 2. 本籍はどこか

- ・戸籍は本籍がはっきりわからないと交付することができません。
- ・亡くなった方の本籍は、死亡届のコピーや火葬許可証に記載されているので、請求前にご確認ください。
- ・亡くなった方の本籍地が他の市区町村の場合、配偶者・直系尊属・直系卑属の方は本籍地以外の市町村でも請求が可能です。  
※顔写真付き身分証明書の提示が必要です。郵送・代理人による請求はできません。  
※本籍地によっては、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアにて戸籍を取ることもできます。  
(カード所有者または同一戸籍の方の戸籍謄抄本に限ります。コンビニ交付が利用できるかについては本籍地にお問い合わせください。)

#### 3. どのような戸籍が必要か

戸籍には、「戸籍謄本」「除籍謄本」「改製原戸籍」など色々な名称があります。またそれぞれの戸籍に載っている内容も人によって異なります。手続きの必要書類を確認する際は、戸籍の名称ではなくどのような内容が載った戸籍が必要か確認することをお勧めします。

(例)「亡くなった方の出生から死亡までの戸籍が必要」「亡くなったことが載っている戸籍謄本等が必要」等

## 市役所以外での手続き チェックリスト

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続き先	最寄りの連絡先
<b>相続全般</b> 亡くなった方の預貯金や不動産等の 相続手続きがいくつも必要な場合	法定相続情報証明制度	以下のいずれかの法務局 ・亡くなった方の本籍地 ・亡くなった方の住所地 ・不動産の所在地 ・相続人の住所地	長野地方方法務局 上田支局 0268-23-2001
相続の放棄をしたい	相続放棄の申述 ※相続を知ってから3か月以内に手続きが必要です。	亡くなった方の住所地の家庭裁判所	長野地方家庭裁判所 上田支部 0268-40-2203
法務局に遺言書を預けていた	・遺言書保管事実証明書の交付の請求 ・遺言書情報証明書の交付の請求 ・遺言書の閲覧の請求	最寄りの法務局	長野地方法務局上田支局 0268-23-2001
<b>保険年金</b> 会社の保険証を使用していた →葬祭を行った →高額な医療費の支払いをしていた	保険証の返納 埋葬料(埋葬費)又は葬祭費の支給申請 高額療養費などの支給申請	加入していた健康保険組合	
生命保険に加入していた	死亡保険金の請求、入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社又は代理店	
損害保険に加入していた	名義変更・解約等	加入していた損害保険会社又は代理店	
年金を受給していた →厚生年金を受給していた	未支給年金の請求または死亡届	年金事務所	小諸年金事務所 0267-22-1080 (平日 8:30~17:15)
→共済年金を受給していた	未支給年金の請求または死亡届	加入していた共済組合	
→企業年金を受給していた	受給者死亡による年金の支払い停止の連絡	各企業年金基金等または 企業年金連合会(年金相談室)	企業年金連合会(年金相談室) 電話:0570-02-2666
・戦没者の遺族に発行される記名国債を持っていた ・戦傷病者等の妻に対する特別給付金を受給していた	国債の記名変更、償還金の受け取り	償還金支払い場所(国債の裏面に記載)	
恩給を受給していた	未支給金の請求、または過払い金の返還	総務省恩給相談窓口	恩給相談専用電話 電話:03-5273-1400 (平日 9:00~17:00)

# 市役所以外での手続き チェックリスト

税・料金

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続き先	最寄りの連絡先
軽自動車(三輪・四輪以上)及び125ccを超えるバイクを所有していた	名義変更または廃車手続き	<p>【軽自動車】 手続き内容により窓口が変わりますので、まずは、登録地の自家用自動車協会または軽自動車検査協会へお尋ねください。</p> <p>【バイク】 手続き内容により窓口が変わりますので、まずは、登録地の運輸局へお尋ねください。</p>	<p>【軽自動車】 長野県自家用自動車協会 上小支部(上田市)0268-22-0595 または軽自動車検査協会 長野事務所(長野市)050-3816-1854</p> <p>【バイク】 北陸信越運輸局長野運輸支局(長野市)050-5540-2042</p>
普通自動車を所有していた	自動車税の支払い等 名義変更または廃車手続き	<p>【自動車税】 自動車税をお支払いの県税事務所</p> <p>【名義変更・廃車】 手続き内容により窓口が変わりますので、まずは、登録地の運輸局へお尋ねください。</p>	<p>【自動車税】 東信県税事務所上田事務所(上田市)0268-25-7117</p> <p>【名義変更・廃車】 北陸信越運輸局長野運輸支局(長野市)050-5540-2042</p>
亡くなった方からの相続で財産を取得し相続税がかかる	相続税の申告	亡くなった方の住所地を管轄する 税務署	上田税務署 電話:0268-22-1234 (平日 8:30~17:00)
自営業などで確定申告をしていた人が亡くなった	所得税の準確定申告		
不動産登記関係	土地・家屋等の移転登記	不動産の所在地を管轄する法務局	長野地方法務局 上田支局0268-23-2001

# 市役所以外での手続き チェックリスト

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください

手続き

手続き先

最寄りの連絡先

預貯金等

銀行等の口座がある

口座解凍手続き

金融機関にご相談ください

生活

固定電話を使用していた

契約承継や名義変更、解約の手続き

NTTや各契約会社

NTT東日本  
電話: 116(局番なし)



携帯電話を使用していた

名義変更や解約の手続き

各契約会社

インターネットを使用していた

名義変更や解約の手続き

各契約会社

テレビを持っていた(NHK受信料を支払っていた)

名義変更や解約の手続き

NHK(日本放送協会)

NHK  
0120-151515  
※名義変更は以下でも手続き可能



電気の契約をしていた

名義変更や解約の手続き

中部電力(株)等、  
ご契約していた電力会社

中部電力契約センター  
0120-921-691

ガスを使用していた

名義変更や解約の手続き

各契約会社

クレジットカードを持っていた

解約の手続き

各契約会社

運転免許証を持っていた

免許証の返納手続き

警察署

上田警察署  
0268-22-0110

パスポートを持っていた

パスポートの返納手続き

地域振興局

上田合同庁舎  
0268-23-1260

在留カードまたは特別永住者証明書を持っていた

在留カードまたは特別永住者証明書の返納

・(持参して返納する場合)  
住所地を管轄する地方出入国在留管理官署  
・(郵送で返納する場合)  
東京出入国在留管理局おだいば分室

東京出入国在留管理局  
長野出張所  
026-232-3317

# 委任状

令和 年 月 日

申請先 東御市長

**代理人** (窓口に来られる方)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日

私は上記の者に、以下の権限の請求及び受領を委任します。

※該当する項目に○をお書きください。

委任者本人 ・ その他(氏名 \_\_\_\_\_) の

※該当する項目にレ印と通数をお選びください。

★住民関係	<input type="checkbox"/> 住民票(世帯全員・個人) 通	★戸籍関係	<input type="checkbox"/> 戸籍謄(抄)本 通
	<input type="checkbox"/> 住民票(除票) 通		<input type="checkbox"/> 除籍謄(抄)本 通
	<input type="checkbox"/> 記載事項証明 通		<input type="checkbox"/> 改製原戸籍謄(抄)本 通
★その他	<input type="checkbox"/> その他証明 ( ) 通		<input type="checkbox"/> 戸籍の附票謄(抄)本 通
			<input type="checkbox"/> 身分証明書 通
			<input type="checkbox"/> 受理証明書( 届) 通
		<input type="checkbox"/> 届書記載事項証明( 届) 通	

★ 住民異動届の手続きに関すること

転入 転出 転居 世帯変更 住所設定

★ 印鑑登録、市民カードに関すること

登録 印鑑変更 カード再交付

★ 本人通知制度事前登録の手続きに関すること

登録 変更・廃止

**委任者** (本人)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日

電話番号 \_\_\_\_\_

(この委任状は委任者本人が全てご記入ください。)

## 記載例

# 委任状

令和〇〇年 〇月 〇日

申請先 東御市長

**代理人** (窓口に来られる方)

住所 長野県東御市〇〇番地

氏名 東御 花子

生年月日 明・大・昭・平・令 〇〇年 〇月 〇日

私は上記の者に、以下の権限の請求及び受領を委任します。

※該当する項目に○をお書きください。

委任者本人 ・ その他(氏名 \_\_\_\_\_) の

※該当する項目にレ印と通数をお選びください。

★住民関係	<input type="checkbox"/> 住民票(世帯全員・個人) 通	★戸籍関係	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄(抄)本 1 通
	<input type="checkbox"/> 住民票(除票) 通		<input type="checkbox"/> 除籍謄(抄)本 通
	<input type="checkbox"/> 記載事項証明 通		<input type="checkbox"/> 改製原戸籍謄(抄)本 通
★その他	<input type="checkbox"/> その他証明 ( ) 通		<input type="checkbox"/> 戸籍の附票謄(抄)本 通
			<input type="checkbox"/> 身分証明書 通
			<input type="checkbox"/> 受理証明書( 届) 通
		<input type="checkbox"/> 届書記載事項証明( 届) 通	

★ 住民異動届の手続きに関すること

転入 転出 転居 世帯変更 住所設定

★ 印鑑登録、市民カードに関すること

登録 印鑑変更 カード再交付

★ 本人通知制度事前登録の手続きに関すること

登録 変更・廃止

**委任者** (本人)

住所 長野県東御市〇〇番地

氏名 東御 太郎 (印)

生年月日 明・大・昭・平・令 〇〇年 〇月 〇日

電話番号 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

(この委任状は委任者本人が全てご記入ください。)

代理人  
のご住所・お  
名前

必要な方  
のお名前、該当項  
目にチェックと通  
数

委任される方  
のご住所・お名前・印  
鑑

## ご遺族の方へ

このたびは、大切な方のご逝去に  
心からご冥福をお祈り申し上げます。

亡くなられた際には、  
市役所をはじめとして様々な手続きが必要となり、  
手続きにかかる時間やご負担も大きなものとなります。

このおくやみ手続きガイドが、  
今後の様々なお手続きの  
お役に立てることを願っております。



東御市

〒389-0592 長野県東御市東281番地2  
代表) 0268-62-1111

開庁時間

8時30分～17時15分

(土日祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)



<https://www.city.tomi.nagano.jp/>

## 所在地について

### 市役所周辺



### 総合福祉センター

〒389-0502 長野県東御市鞍掛197番地

